

2020年4月1日

各 位

株式会社ジャパンガスエナジー

### 「災害対策基本法」に基づく指定公共機関の指定について

株式会社ジャパンガスエナジー(本社:東京都千代田区内幸町二丁目、社長:吉田 正俊)は、2020年4月1日付で、「災害対策基本法」第2条第5号に基づく「指定公共機関」<sup>\*</sup>に指定されました。

※ 「災害対策基本法」に基づく指定公共機関とは、石油、電気、ガス、輸送、通信、コンビニエンスストアその他の公益的事業を営む法人のうちから、内閣総理大臣が指定するもの。当該法人等は、「防災業務計画」の策定を始めとして、災害予防・応急・復旧等において重要な役割を果たすことが求められる。

今般の指定に伴い、災害応急対策に使用する LP ガスタンクローリー等を「緊急通行車両」として事前登録し、災害発生後の混乱した状況下においても、円滑に標章(通行許可証)の交付を受けることができます。

緊急交通路に指定された道路においては、災害発生時には一般車両の通行が禁止・制限されることになるなかで、今般の指定によって被災地域のオートガスタンクや充填所等に向け、輸入基地等からの迅速な LP ガスの搬送が可能となります。

平時には「防災業務計画」の策定や防災訓練の実施等により、多くの方々の暮らしを支える身近なエネルギーとして、重要な役割を果たせるよう、関係官公庁との緊密な連携に努めて参ります。

以上